

# 山梨県造林事業費補助金交付要綱

	昭和62年	9月	9日	森整第	8 -	54号
一部改正	平成元年	9月	14日	森整第	7 -	66号
一部改正	平成2年	10月	11日	森整第	8 -	21号
一部改正	平成3年	5月	8日	森整第	5 -	82号
一部改正	平成4年	9月	1日	森整第	8 -	70号
一部改正	平成5年	6月	29日	森整第	4 -	60号
一部改正	平成6年	9月	28日	森整第	7 -	43号
一部改正	平成7年	4月	24日	森整第	5 -	35号
一部改正	平成8年	7月	9日	森整第	5 -	35号
一部改正	平成9年	9月	1日	森整第	4 -	133号
一部改正	平成10年	10月	10日	森整第	10 -	100号
一部改正	平成11年	10月	12日	森整第	10 -	33号
一部改正	平成12年	9月	29日	森整第	3 -	8号
一部改正	平成13年	9月	18日	森整第	3 -	4号
一部改正	平成14年	7月	30日	森整第	3 -	7号
一部改正	平成15年	3月	27日	森整第	3 -	14号
一部改正	平成17年	9月	1日	森整第	1043	号
一部改正	平成18年	6月	16日	森整第	258	号
一部改正	平成19年	8月	21日	森整第	329	号

## (趣旨)

第1条 知事は、木材生産のほか、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の森林の機能の調和を図りつつ適正な森林の造成を計画的かつ効果的に行うため、造林事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (補助事業の内容)

第2条 前条に規定する補助金交付の対象となる造林事業の種類は、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）及び森林居住環境整備事業実施要綱（平成14年3月29日13林整整第883号農林水産事務次官依命通知）、森林づくり交付金実施要綱（平成17年3月23日付け16林整計第361号）、漁場保全関連特定森林整備事業実施要綱（平成19年3月30日18林整計第281号農林水産事務次官依命通知）、農業用水水源地域保全整備事業実施要綱（平成19年3月30日18林整計第310号農林水産事務次官依命通知）に定める事業とし、対象経費、規模、補助率及び事業主体は別表のとおりとする。

## (補助金交付の条件)

第3条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日13林整整第885号林野庁長官通知。以下「環境保全実施要領」という。）第5の6、森林居住環境整備事業実施要領（平成14年3月29日13林整整第887号林野庁長官通知。以下「居住環境実施要領」という。）第9の5に定めるほか、次に掲げるとおりとする。

- 1 環境保全実施要領及び居住環境実施要領の規定により転用等の届け出を行う場合は、造林地転用等届書(第1号様式)によるものとする。
- 2 補助金の確定後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入税額控除適用報告書(第6号様式)により補助金交付申請番号等を速やかに報告するとともに、消費税仕入控除税に相当する補助金(補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額があれば、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を返還すること。
- 3 補助金の交付を受けようとする者から、申請時の行為に関し委任を受けた者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を事業完了年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

#### (財産の処分の制限)

第4条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のもの)については、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」(昭和31年農林省令第18号)に定められている処分制限期間又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けず、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助対象業者は、前項の承認を受けようとする場合は造林事業費補助金財産処分承認申請書(第9号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。ただし、森林づくり交付金事業により取得した施設の処分については「造林事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取り扱いについて(平成元年3月31日付け元経第594号大臣官房経理課長通知)」及び「造林事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取り扱いの特例について(平成16年9月7日付け16経第702号大臣官房経理課長通知)」を適用するものとする。

#### (実施計画書の提出)

第5条 市町村長は、環境保全実施要領第2の3及び居住環境実施要領第6に定める実施計画書を、前年度の12月20日までに知事に提出しなければならない。

#### (事業の中止又は変更)

第6条 市町村長は、実施計画を中止し、又は実施計画に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ変更計画書に理由書を付けて知事に提出しなければならない。

#### (補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、事業完了後速やかに造林事業費補助金交付申請書(第2号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、別表の森林づくり交付金事業の場合は、事前に造林事業補助金交付申請書(第7号様式)を知事に提出することとし、事業完了後に提出する実績報告書(第8号様式)については、内容を確認できる書類の写しを添付するものとする。

- ( 1 ) 造林補助事業実績報告書 ( 第 3 号様式 )
- ( 2 ) 造林地実測図 ( 第 4 号様式 )
- ( 3 ) 納税対応状況報告書 ( 第 5 号様式 )
- ( 4 ) 造林地位置図
- ( 5 ) 前各号のほか、知事が必要と認める書類

2 森林づくり交付金事業の場合、交付決定後の事情の変更等により当該事業を変更 ( 中止 ) しようとする場合は、事業内容変更 ( 中止 ) 承認申請書 ( 第 1 0 号様式 ) により、知事の承認を受けなければならない。

( 補助金の交付 )

第 8 条 知事は前条の申請を受理したときは、必要な竣工調査をし、かつ、その結果に基づいて補助金の交付を適当と認める者に対し、補助金の交付決定及び補助金の額の確定を行い、速やかに精算払いにより支払うものとする。ただし、事業主体 ( 森林組合受託にあつては委託者 ) において当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが明らかな場合には、消費税仕入控除税額に相当する補助金を減額して支払うことができる。

( 恩賜県有財産管理者にかかる補助金交付 )

第 9 条 恩賜県有財産管理者が補助金の交付を受けようとする場合は、前条の規定にかかわらず、知事に必要な書類を提出するものとし、知事が補助金の交付決定及び額の確定を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 8 月 2 1 日施行し、平成 1 9 年 4 月 1 日から適用する。

